

企 画 提 案 書 作 成 要 領

千葉市住宅管理システム機器等の賃貸借契約

2019年6月1日

千葉市都市局建築部住宅整備課

1 はじめに

本書は、住宅管理システム稼働に必要な機器等を調達する業者を選定するための企画提案書の作成を求めるに際して、必要な事項を定めたものである。

なお、企画提案書の作成にあたっては、本書はもとより、落札者決定基準等についても熟読のうえ、作成すること。

2 企画提案書の提出部数

- ・企画提案書 5部
- ・CD-ROM(上記企画提案書の内容を電子データで保存したもの) 1枚

※ 電子データの提出にあたっては、以下のソフトウェアで閲覧可能となるよう留意すること。

- ・ Microsoft Excel 2010
- ・ Microsoft Word 2010
- ・ Microsoft PowerPoint 2010
- ・ Adobe Reader XI

なお、上記以外のソフトウェア形式により提出する場合は、本課担当者と協議し了承を得ること。

3 企画提案書の作成

企画提案書については、賃借仕様書にて求める機能要件に対する入札者の実現方法について、その信頼性、現実性等を評価する。

このため、提案内容については、入札価格の範囲内で確実に実現でき、かつ安定的な稼働を確保できる現実的な方法について、具体的な手法や条件、実例や他方式との比較等を含めてわかり易く簡潔明瞭に記述すること。

なお、回答内容を実現する上での条件等の記述が欠落していた場合は、評価が大幅に低くなるほか、カタログだけの提案や客観的に見て実現が困難なものも評価が低くなる。

また、いくつかの方式を挙げた場合には、すべて実現を約束したものとみなす。

(1) 企画提案書の様式

- ・ 用紙の大きさは、A4縦置き・横書きまたはA3横置・横書きにし、A4は両面印刷、A3は片面印刷とし、ホチキス止めや穴あけはなしとすること。
※A3用紙を使用した場合は、見開きしやすいよう必ずA4用紙と同じ大きさに折りたたむこと。
- ・ 提出部数の内、1部のみ入札書に記載する商号、代表者名等を表紙に記載し、入札書に押印する印鑑と同一のものを押印すること。残りの提出部数については、商号等の記載がないものとする。

(2) 企画提案書の作成における留意事項

- ・ 本文の文字は、原則として 10 ポイント以上の大きさとする。
- ・ 提案は、考え方等を文書で簡潔に記述することとし、情報通信技術に長けている者でなくても審査が可能であるように、可能な限り平易な言葉を用いること。
- ・ 情報通信技術に関する専門用語を用いすぎるを得ない箇所がある場合には、同用語の説明を提案書付録として添付すること。
- ・ 文書を補完するための最小限のイメージ図、イラスト、グラフ等の使用は可能とする。
- ・ 本文の各ページには、ページ番号を表示すること。
- ・ 多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。
- ・ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。ただし、一般的に認知されている商標、略称等は使用可とする。
- ・ 次のような提案内容は不適となるので十分留意すること。
 - ア 上記に示す留意事項の条件に適合しないもの。
 - イ 提案を求める事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 提案を求める事項以外の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案書の作成に要する経費について

企画提案書の作成及び提出等に係る費用の一切は入札参加者の負担とする。

(4) 企画提案書の取扱い

- ・ 提出された企画提案書は、提案の評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ・ 提出された企画提案書は、公正性、透明性を期すために、「千葉市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- ・ 提出された企画提案書は、提案の評価を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがある。
- ・ 書類等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ・ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、入札を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、市営住宅管理システム導入及び運用保守に係る業者選定審査会において選定を見合わせることもある。
- ・ 提出された書類等は、返却しないものとする。

(5) その他

- ・ 企画提案書に選択し得る複数の内容を挙げた場合には、そのいずれの回答内容についても、入札者が入札価格の中で実現できるものとみなすこととする。また、内容について、2 通り以上の解釈ができる場合には、本市にとって有利な解釈によるものとする。

- 提案のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用等してはならない。
- 企画提案書の提出は1者につき、1案のみとする。
- 企画提案書の記述に、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の対象となっているものを使用した結果によって生じた責任は、入札参加者が負うこととする。